

「広報かが」における広告掲載取扱要綱

平成17年10月1日

告示第1号

改正 平成18年12月20日告示第120号

平成21年12月1日告示第156号

平成23年8月1日告示第196号

平成24年8月13日告示第178号

平成25年3月22日告示第49号

令和6年3月13日告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発行する広報紙「広報かが」(以下「広報紙」という。)に掲載できる広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、市民生活に密着した公共性を有するもの又は市内の事業活動の発展に資するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 個人の思想又は信条に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝に関するもの又は意見広告その他これらに類するもの
- (6) 著作物の宣伝、講演会の案内又は会員の募集に関するもの
- (7) 他者を批判、誹謗、中傷又は排斥するもの
- (8) 公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定されている者をいう。以下この号において同じ。)にある者並びに公職の候補者及び公職の候補者になろうとする者の氏名を掲載するもの。ただし、市長が適当と認めたものはこの限りでない。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第4項から第11項までに規定する営業に該当するもの
- (10) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの

- (11) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (12) 広告の内容に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (13) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が、広報紙に掲載する広告として適当でないと認めたもの

(掲載者の資格)

第3条 広告の掲載をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 市外に事業所を有する者であって、広告掲載申込日以前1年間の間に、競争入札及び随意契約に参加し、かつ、市が発注する事業等について契約を締結したもの
- (3) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。)又はボランティア団体など営利を目的とせず、社会貢献活動をするもの
- (4) 市と連携協定を締結している者

(掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、「広報かが」広告掲載申込書(別記様式。以下「広告掲載申込書」という。)に掲載しようとする広告の版下を添えて、当該広告を掲載しようとする号の広報紙の発行日の40日前の日(当該日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)までに、広報紙を担当する課(以下「広報主管課」という。)へ提出しなければならない。

- 2 申込者は、別表に定める区分に応じて6回分を限度に、広報紙に連続して広告を掲載することを申し込むことができる。
- 3 広報紙への広告の掲載の申込みは、広報紙1発行月分当たり一の申込者について1枠とする。
- 4 申込者は、広告掲載申込書を提出する際には、運転免許証、定款の写しその他の前条に規定するものであることを証明できる書類を提示しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(掲載の枠数及び順位)

第6条 広告を掲載する枠数は、広報主管課長が定める。

2 広告を掲載する順位は、前条の規定により広告の掲載の決定を受けた順位とする。

(版下)

第7条 広告の版下に関する一切の責任は、広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(大きさ及び掲載位置)

第8条 広告の大きさは、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 縦100ミリメートル、横57ミリメートル
- (2) 2号広告 縦100ミリメートル、横117ミリメートル
- (3) 3号広告 縦100ミリメートル、横180ミリメートル
- (4) 4号広告 縦216ミリメートル、横195ミリメートル
- (5) 5号広告 縦23ミリメートル、横57ミリメートル

2 広告の掲載位置は、広報主管課長が指定する箇所とする。

(掲載料)

第9条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、別表のとおりとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の不還付)

第10条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。
- (2) 掲載料を指定する期日までに納入しないとき。

2 市長は、広告主が前項の規定による広告の掲載の決定の取消しを受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年12月20日告示第120号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年12月1日告示第156号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年8月1日告示第196号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年8月13日告示第178号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第49号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第20号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第9条関係)

広告掲載料

広告の区分	1回当たりの掲載料	連続する6回の広告を掲載する場合、当該6回分の掲載料の総額	連続する4回の広告を掲載する場合、当該3回分の掲載料の総額
1号広告	20,000円	100,000円	
2号広告	40,000円	200,000円	
3号広告	60,000円	300,000円	
4号広告	150,000円		450,000円
5号広告	3,000円		

備考

- 1 連続する6回の広告中、複数の広告の区分のものを掲載する場合の掲載料の総額は、それぞれの広告の区分の件数に1回当たりの掲載料を乗じた金額の総和に6分の5を乗じた金額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

- 2 連続する6回の広告を掲載する場合、1回に限り、広告の区分を変更することができる。この場合、広告主は備考1に従って計算した変更後の掲載料の総額が既納の掲載料を上回るときは、その差額を納入しなければならない。
- 3 備考2において、広告の区分の変更後の掲載料の総額が既納の掲載料を下回るときは、市長はその差額を広告主に還付することができる。